

令和7年3月7日

オランダ産 *Acidanthera murielae* 球根の学名変更に伴う変更点について

1. 経緯

- (1) 令和6年9月20日に行われた日蘭植物検疫専門家会合にて、オランダから植物分類上の観点により、今後 *Acidanthera murielae* (以下「*A.murielae*」という。)の学名を *Gladiolus murielae* (以下「*G.murielae*」という。シノニム *A. callianthus*, *A. bicolor*) に変更したいとの申し出。
- (2) この申し出について日本で調査と検討を行った結果、複数の学術的なサイトで *G.murielae* のシノニムとして *A.murielae* が記載されており、妥当な申し出であると判断。
- (3) また、隔離栽培の対象植物について、隔離栽培運用基準(昭和43年5月20日付け43農政B第916号農政局長通達)において、「球根類(未展葉芽を含む。)であって、次の属(種)に属するもの」として、「グラジオラス属植物(*Gladiolus* L.)」を規定していることから、検査証明書に *A.murielae* ではなく *G.murielae* と記載されれば、隔離栽培の対象として扱うことが妥当であると判断。(植物病理学的には、以前から *Gladiolus* spp. 及び *G.murielae* を1つの植物種として感染する病原体を分類してきており、植物病原体から見ても宿主植物として違いがない。)
- (4) 今後、オランダが検査証明書の学名を変更し、日本で隔離栽培の対象として扱うこととなるが、輸入に影響が生じないよう、以下の今後の対応のとおりオランダと調整。

2. 今後の対応

- (1) *A.murielae* 球根の輸入は例年1~5月に行われているため、令和7年シーズン(令和6年栽培分)の輸入に影響が生じないよう、オランダが検査証明書に *A.murielae* ではなく、*G.murielae* と記載するのは令和7年6月1日からとする。令和7年5月31日までは検査証明書に *A.murielae* と記載されていれば、これまでどおり隔離栽培の対象外として扱う。
- (2) 令和7年6月1日以降に発行された検査証明書に *A.murielae* と記載があっても、*G.murielae* と同一の植物であると判断されれば、隔離栽培の対象として扱う。
- (3) オランダは、令和8年シーズン(令和7年栽培分)から *G.murielae* を他のグラジオラス属球根と同様、隔離代替球根として輸出することとする。

3. 輸入者への周知のお願い

- (1) 令和7年6月1日以降はオランダの検査証明書に *G.murielae* と記載されることとなり、隔離栽培の対象となること。
- (2) 令和7年のオランダでの *G.murielae* の生産にあたっては、隔離代替球根としての検査を受けよう輸出者と調整すること。(オランダ植物検疫当局からも輸出者には説明済み。)
- (3) 令和8年シーズン(令和7年栽培分)の輸入は、隔離代替球根として輸入手続きを行うこと。